

令和7年3月18日

商業組合静岡県タクシー協会
理事長 松永 勝裕

静岡地区における運賃改定実施による労働条件の
改善状況について（公表）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会並びにタクシー事業に対しまして格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、静岡地区におけるタクシー運賃及び料金につきましては、令和5年8月25日に中部運輸局長より増収率10.12%と査定され、令和5年9月25日から改定運賃を実施させていただきました。

この改定運賃の実施の際、中部運輸局長より当協会理事長に対して「運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。」について通達されたところです。

このため、運賃改定実施後の6ヶ月間における当協会会員にかかる「静岡地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況」の実績をとりまとめましたので、別紙のとおり公表いたします。

商業組合静岡県タクシー協会
理事長 松永 勝裕
静岡市駿河区国吉田2丁目4-26
電話（054）261-1401
担当 村上

令和7年3月18日
商業組合静岡県タクシー協会

静岡地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

静岡地区においては、令和5年9月25日からタクシー運賃の改定を実施（改定率10.12%）いたしましたが、これによる改定後6ヶ月間におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数 **84社**
2. 全運転者に係る運転者1人平均時間賃金の支給率の変動状況 **10.28%**

(算式)	
全運転者に係る運賃改定実施後 6ヶ月間の賃金支給総額	全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額
_____	_____
÷	×100
全運転者に係る運賃改定実施後 6ヶ月間の総乗務時間数	全運転者に係る 前年同期の総乗務時間数
_____	_____

3. その他

(1) 労働者負担の軽減

- ① 運賃改定前、労働者負担制度を採用していた事業者
- ・採用していた。 8社
 - ・採用していない。 76社
- ② 運賃改定に伴い、労働者負担制度を変更（廃止）した事業者 1社

(2) 手当類の創設・拡充

- ① 新しく手当を創設した事業者
- ・期末手当 1社
 - ・車椅子乗降手当 1社
 - ・無事故手当 1社
 - ・ノークレーム手当 1社
 - ・給食手当 1社
- ② 手当類を拡充した事業者
- ・歩合率の引き上げ 5社
 - ・教育手当の増額 1社
 - ・給食手当の増額 1社

(3) その他

- ・労働時間の短縮 14社
- ・車両・備品の更新 1社